

第3章 多文化共生に関する基本的な考え方

1 多文化共生とは

(1) 多文化共生を巡る議論

20 世紀後半からの情報・通信技術の急速な発展と経済活動のグローバル化の進展によって、国境を越えて人の移動が活発に行われるようになり、国際人口移動（移民）の数は、増加の一途をたどり、令和元年（2019 年）には 2.7 億人に上っている（出典：経済産業省通商白書 2020「第 4 節 国境を超える人の移動と都市への集積」）。グローバル化の進展は、国際社会における相互依存性を深め、我が国の国民生活は今やあらゆる面で国際社会との結びつきを一層深めていく傾向にある。

我が国はこれまで、移民の入国を認めてこなかった。しかし、少子高齢化が進み、人手不足が深刻化する中、産業界から外国人労働者の受入れを求める要望が日増しに強まり、政府は、平成 2 年（1990 年）入管法を改正し、日本にルーツを持つ日系人に対して制限のない就労を認め、さらに製造業や建設業などの分野で研修生制度を創設するなど、外国人労働者を受け入れる方向へと方針転換を図った。この結果、日系ブラジル人などの外国人労働者が急増した。

今日、我が国では少子高齢化が進み、人口減少時代を迎え、外国人労働者は必要不可欠な人材として受け入れられており、令和 6 年（2024 年）6 月末時点での、外国人住民数は 358 万 8,956 人を数え、外国人住民の多国籍化や定住化が進んでいる。本市においても、外国人住民は 5,000 人に迫る勢いで増加しており、出身国は 40 箇国以上に及び、文化や生活習慣の異なる人との共生が大きな課題として顕在化してきた。外国人住民の集住する地域では、外国人住民と日本人住民との間の生活トラブルや外国人児童生徒の就学問題等、日常生活の様々な場面で、「生活者」としての外国人住民に関係する諸問題が発生している。

平成 18 年（2006 年）、国は「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を閣議決定し、「外国人労働者の受入れを認めない」という方針から、実質的に「外国人材を受入れる国」へと政策の転換を図った。同年、総務省は「多文化共生の推進に関する研究会」（以下「研究会」という。）を設置して、共生社会の在り方やその実現に向けて取り組むべき中長期的な課題を議論した。研究会の報告書「地域における多文化共生の推進に向けて」（平成 19 年 3 月）によると、外国人を「地域で生活する住民」であり、「地域社会の構成員として共に生きていく」という観点で議論がなされ、地方自治体が地域における多文化共生を推進する上での課題と今後必要な取組についてプログラムを提示した。

国は研究会の報告を受け、従前の入国管理局を廃止して、出入国在留管理庁（法務省の外局）を設置した。その主な業務は「新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現

に向けた取組」であり、多文化共生社会を構築する司令塔としての役割を担っている。

研究会の報告書が示しているように、外国人の定住化が進む現在、外国人を観光客や一時的滞在者としてのみならず、生活者・地域住民として認識する視点が日本社会には求められており、外国人住民への支援を総合的に行うと同時に、地域社会の構成員として社会参画を促す仕組みを構築することが重要である。従来の外国人支援の視点を超えて、新しい地域社会の在り方として、国籍や民族の違いを超えた「多文化共生の地域づくり」を進める必要性が増している。

(2) 東近江市における多文化共生の定義

「共生」という言葉は、1990年代後半になって使用が増加した。共生の概念は、もともと生物学や生態学の専門用語“symbiosis”の訳語で、異なる生物間の共存、これが「共生」の原義である。グローバル化が進み、国境を越えた人の移動が活発化し、外国人居住者が増加するなかで、異文化共存の在り方が問題となり、社会科学の領域において、「共生」の使用が一般に見られるようになった。しかし、共生の概念は未だ厳密に定義されてはいない。

平成18年（2006年）、研究会は報告書の中で多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義した。その後、国土交通省は「多文化共生」について、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくこと」と定義している。

いずれの定義も、日本人であっても外国人であっても異文化を理解しようと努め、一人一人の違いを認め合い、互いに協力し合って豊かな地域社会にして生きていこうとする考え方である。

東近江市の多文化共生推進計画の策定に際して、多文化共生を「国籍にとらわれず、全ての住民が互いの文化や多様な価値観を認め合い、平穏で心豊かに生きていくこと」と定義し、国籍や民族の異なる人々が平等で安全安心に暮らせるまちを目指し取り組むこととする。

(3) 基本理念と目指す姿

基本理念

国籍にとらわれず、全ての住民が
互いの文化や多様な価値観を認め合う
多文化共生のまち

本計画は、東近江市総合計画の将来都市像「うるおいとにぎわいのまち東近江市」の実現に向け、「国籍にとらわれず、全ての住民が互いの文化や多様な価値観を認め合う多文化共生のまち」を基本理念とする。

そのために、外国人住民を一時的な滞在者としてではなく「地域社会の構成員」として捉え、国籍や民族の異なる人々が互いの違いを認め合い、対等な関係を築きながら生活していける多文化共生社会の目指す姿を次の三つとする。

目指す姿

- 1 これからの地域社会を共につくる一員として外国人が包摂され、
全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会
- 2 様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を
最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会
- 3 外国人を含め、全ての人が互いに個人の尊厳と人権を尊重し、
差別や偏見なく暮らすことができる社会

2 基本目標と体系

(1) 基本目標

基本理念を実現するために、次の五つの基本目標を定める。

基本目標1 コミュニケーションの円滑化

言葉の壁を越えて、誰もが安全・安心に暮らし、共に活躍できるよう、日本語教育を推進する。また、外国人住民が必要な情報を得られるようデジタル技術を活用し、やさしい日本語を含めた多言語対応を推進する。

基本目標2 住みやすさの向上

相談体制の整備や生活全般にわたる支援など、日本人住民も外国人住民もともに安全で安心して暮らせるよう、生活環境の整備を推進する。

基本目標3 多文化共生の地域づくり

外国人住民と日本人住民が互いの文化的背景や生活習慣を理解し、地域社会全体で多文化共生の意識が醸成できるよう、教育の充実・啓発活動・相談体制の整備等に取り組む。
また、外国人住民が地域社会の一員として主体的に参加できる環境を整備する。

基本目標4 ライフステージに応じた支援

定住化・永住化の傾向が高まっている現状を踏まえ、地域において必要となる基本的な環境を整備し、日常生活を送る中で支障や不安がないよう、多様な在留資格や国籍に配慮しつつ、乳幼児期から老年期までライフステージに応じた支援体制を構築する。

基本目標5 多文化共生を推進するための体制の整備

多文化共生社会の実現には、様々な主体が同じ目的意識を持って取り組むことが大切であり、行政の関係機関、外国人を雇用する企業や民間団体など、各主体がそれぞれの目的や意義を認識し、良好な信頼関係に基づく連携を図り施策を推進する必要がある。

(2) 計画の体系

基本目標

施策の方向

1 コミュニケーションの円滑化

- 施策1 行政・生活情報の多言語化の推進
- 施策2 日常生活に関する相談体制整備の推進
- 施策3 日本語教育が受けられる体制の整備

2 住みやすさの向上

- 施策1 安心して働ける・暮らせる環境の整備
- 施策2 教育環境の整備
- 施策3 安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備
- 施策4 災害への備えと災害時の対応の周知
- 施策5 生活安全における支援の充実

3 多文化共生の地域づくり

- 施策1 地域社会に対する意識啓発
- 施策2 外国人住民の社会参画
- 施策3 多様性をいかした地域づくりの推進

4 ライフステージに応じた支援

- 施策1 乳幼児期～子供期（おおむね14歳まで）
- 施策2 青年期（おおむね15歳から20代前半まで）
- 施策3 成人期（おおむね20代後半から65歳まで）
- 施策4 老年期（おおむね65歳以上）
- 施策5 全世代

5 多文化共生を推進するための体制の整備

- 施策1 行政連携の推進
- 施策2 関係機関の連携
- 施策3 各種団体やボランティアの連携
- 施策4 市民の多文化共生に関する意識の醸成